

鴨川河川敷の放置自転車撤去状況について

平成21年7月28日の知事と市長の懇談会の合意を受けて、鴨川河川敷の放置自転車撤去については、平成22年4月1日から京都市が実施しておりますが、開始後1ヶ月の状況は以下のとおりでしたので報告します。

■ 平成22年4月の放置自転車撤去日及び同撤去台数

日	撤去場所	撤去台数(台)
8	出町柳・丸太町・三条・四条・七条	78
12	出町柳	雨天中止
14	三条・四条	31
15	丸太町・四條	26
16	出町柳・丸太町・三条	雨天中止
22	出町柳・三条・七条	雨天中止
26	出町柳	9
合 計		144

(参考)

1 鴨川条例による移動作業前の台数：473台（平成20年4月7日調査）

2 鴨川条例による府の移動作業頻度は月2回程度
（期間：平成20年4月～平成22年3月）

※平成21年4月の府による移動作業状況	4/15	65台
	4/24	68台
	計	133台

3 平成21年7月28日知事と市長の懇談会で合意した内容

①鴨川河川敷の放置自転車撤去について

- ・平成22年4月から、京都市が鴨川周辺道路敷とともに、鴨川河川敷の放置自転車を撤去する。
- ・なお、京都市が撤去する区域は、「京都府鴨川条例」に規定する放置自転車禁止区域（鴨川河川敷の葵橋上流から塩小路橋上流まで）とする。

②「京都府くいな橋（鴨川）自転車等保管所」の活用について

- ・京都府は、これまで鴨川河川敷で撤去した放置自転車を保管するために使用してきた「京都府くいな橋（鴨川）自転車等保管所」を京都市に無償で提供する。

③ 鴨川河川敷への駐輪場整備について

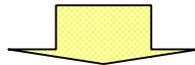
- ・鴨川及びその周辺の放置自転車問題を解決するため、京都府は、駐輪場整備用地（約600㎡）を京都市に無償で提供し、京都市は駐輪場を整備する。

鴨川河川敷の放置自転車撤去の状況（四条大橋上流左岸）

撤去前



撤去作業中



トラックへの積み込み（十条保管所へ運搬）



撤去後

